

茨城県警察ホームページバナー広告掲載取扱基準

第1 趣旨

この基準は、茨城県警察広告取扱要領（以下「要領」という。）第13に基づき、茨城県警察（以下「県警察」という。）が管理するホームページのトップページ（以下「県警察ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準において「バナー広告（以下「広告」という。）」とは、文字又は画像で表示された情報で、県警察ホームページへの広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

第3 掲載広告の基準

広告の内容が要領第5の基準に該当する場合のほか、次のいずれかに該当するときは、当該広告は掲載しない。

- 1 一般にOSやウェブブラウザが有する機能等を模倣した表現により、閲覧者に誤解を与えるおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
 - (2) アラートマーク（「警告」、「注意」等警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
 - (3) ラジオボタン（選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）
 - (4) テキストボックス（入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
 - (5) プルダウンメニュー（選択肢があるかのような誤解を与えるもの）
- 2 その他広告の表現として適当でないと県警察が認めるもの

第4 広告の掲載期間

広告を掲載する期間は、1か月以上1年未満とする。ただし、県警察が認めた場合は、掲載期間を延長することができる。

第5 広告の掲載位置及び枠数

広告を掲載する位置及び広告の枠数は、次のとおりとする。

- 1 広告を掲載する位置は、県警察ホームページの下段とする。
- 2 広告の枠数は、9枠までとする。

第6 広告の募集方法

- 1 広告は、県警察ホームページ等により募集する。

- 2 1による募集は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができる。

第7 広告掲載の申込み

- 1 広告の掲載を希望する者は、茨城県警察ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して県警察に提出する。
 - (1) 広告図案、文面及びその説明書
 - (2) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (3) 直近1年分の納税証明書（都道府県税事務所発行のもの）
 - (4) 誓約書（別記様式第2号）
- 2 広告掲載の申込みは、1者につき1枠とする。ただし、広告主の決定していない枠への掲載を随時に募集する場合は、この限りでない。
- 3 広告の掲載期間延長を希望する者は、茨城県警察ホームページ広告掲載期間延長申請書（別記様式第3号）を県警察に提出する。

第8 広告主及び広告掲載の決定

- 1 県警察は、第7により広告の掲載を申し込んだ者が要領第4に掲げる業種又は事業者の基準に適合するかどうか審査の上、適合すると認める者を広告主候補者とする。
- 2 県警察は、1の広告主候補者が掲載を申し込んだ広告について、第3に定める基準に適合するかどうかを審査の上、適合すると認めるものについて申込み順により広告の掲載順位を確定して広告主及び掲載の可否を決定する。
- 3 県警察は、1及び2により決定した広告の掲載又は不掲載について、茨城県警察ホームページ掲載（不掲載）通知書（別記様式第4号）により、当該申込者に通知する。

第9 広告原稿の作成及び提出

- 1 第8により広告の掲載が決定した広告主は、次に掲げる広告原稿の電子ファイルを、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までの県警察が指定した日までに、県警察が指定した場所に提出する。
 - (1) 広告枠の大きさ 縦40ピクセル 横156ピクセル
 - (2) 広告ファイルの形式 J P E G形式又はG I F形式（静止画像のみ）
 - (3) データ容量 8キロバイト以下

- 2 1により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担する。
- 3 県警察は、1により提出された広告原稿の内容が第3に定める基準に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

第10 広告掲載料

- 1 広告の掲載料は、1枠当たり月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- 2 広告主は、1で定めた広告掲載料を県警察が指定した日までに、県警察が発行する納入通知書により掲載年度分ごとに一括して前納する。
- 3 掲載期間が1か月に満たない場合は、日割計算により算出した金額とする。

第11 広告掲載決定の取消し

県警察は、広告の掲載が決定された後において、次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- 1 第9の1により指定した日までに広告原稿が提出されないとき。
- 2 第9の3による広告内容の修正が行われなかったとき。
- 3 第10の2により指定した日までに広告掲載料が納付されないとき。
- 4 その他広告の掲載を継続することが適切でないと県警察が判断したとき。

第12 広告掲載の取下げ

- 1 広告主は、自己の都合により、掲載中又は掲載予定の広告掲載を取り下げることができる。
- 2 広告主は、1により広告掲載を取り下げるときは、書面により県警察に申し出なければならない。

第13 広告掲載料の返還

- 1 県警察は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第10に定める広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき3日未満の場合は、返還しない。
- 2 1により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

第14 広告の変更

- 1 広告主は、広告の内容を原則として月単位で変更することができる。
- 2 広告主は、1により広告を変更しようとする場合は、県警察に事前に協議する

ものとし、第9の1に準じて広告原稿を作成し、提出する。

3 2により広告を変更する場合は、第9の2及び3を準用する。

第15 リンク先の変更

広告主は、広告のリンク先のホームページの変更を希望するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに県警察に届け出る。

第16 広告主の責務

1 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

第17 協議

この基準に定めのない事項について疑義が生じたときは、県警察と広告主で協議する。

第18 その他

この基準に定めるもののほか、広告の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

年 月 日

茨城県警察本部長 殿

住所又は所在地
申請者 商号又は名称
代表者職氏名及び印

茨城県警察ホームページ広告掲載申込書

茨城県警察ホームページにバナー広告を掲載したいので申し込みます。

なお、申込みに当たっては、「茨城県警察広告取扱要領」、「茨城県警察ホームページバナー広告掲載取扱細則」の内容について承諾します。

記

1 リンク先ホームページの内容

(1) 内 容

(2) U R L

2 掲載希望期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 連絡先

(1) 担当者氏名 :

(2) 連絡先電話 :

(3) F A X :

(4) e - mail :

4 添付書類

(1) 広告図案、文面及びその説明書

(2) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(3) 直近1年分の納税証明書（都道府県税事務所発行のもの）

(4) 誓約書（別記様式第2号）

誓約書

年 月 日

住所又は所在地
申請者 商号又は名称
代表者職氏名及び印

茨城県警察の各種広告への参加申請に当たっては、下記のとおり誓約します。
なお、これらが事実と相違することが判明した場合は、当該事実に関して茨城県警察本部が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

茨城県警察広告取扱要領の第4「業種又は事業者の基準」に定められたいずれの項目にも該当しません。

別記様式第3号

年 月 日

茨城県警察本部長 殿

住所又は所在地

申請者 商号又は名称

代表者職氏名及び印

茨城県警察ホームページ広告掲載期間延長申請書

茨城県警察ホームページのバナー広告掲載期間を延長したいので申し込みます。

記

掲載希望期間

年 月 日 ~ 年 月 日

別記様式第4号

年 月 日

殿

茨城県警察本部長

茨城県警察ホームページ掲載（不掲載）通知書

年 月 日付けで申込みのあった茨城県警察ホームページへの広告
掲載について、掲載（不掲載）を決定したので通知します。